

京都市告示第 107 号

地方自治法第 260 条の 2 第 1 1 項の規定に基づき、平成 8 年 2 月 19 日付けで認可した釜座町町内会の代表者の変更の届出、平成 17 年 3 月 18 日付けで認可した神明区の代表者の変更の届出、平成 18 年 6 月 29 日付けで認可した西出町町内会の代表者の変更の届出、平成 9 年 3 月 14 日付けで認可した醍醐北団地会の代表者の変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により、次のとおり告示します。

平成 22 年 5 月 24 日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

1 代表者の氏名

	変更前	変更後
釜座町町内会	中塚 照	森村 高明
神明区	湯口 和博	前田 勉
西出町町内会	太田 千恵子	福田 拓二
醍醐北団地会	前坂 克己	森口 良寛

2 代表者の住所

	変更前	変更後
釜座町町内会	京都市中京区三条通釜座西入釜座町 1 1 番地の 4 クローカス三條 2 号	京都市中京区三条通新町西入釜座町 8 番地
神明区	京都市右京区京北周山町上代 9 番地の 1	京都市右京区京北周山町上代 1 番地

	変更前	変更後
西出町町内会	京都市伏見区久我西出町 1 1 番地 1 4 7	京都市伏見区久我西出町 1 1 番地 2 4 7
醍醐北団地会	京都市伏見区醍醐大高町 1 1 番地の 6	京都市伏見区醍醐新町裏 町 1 番地 1 0

(文化市民局市民生活部地域づくり推進課)